

平成30年第2回定例会(平成30年6月27日)

厚生環境教育委員会委員長 (松川 章三 委員長)

去る6月19日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第40号平成30年度別府市一般会計補正予算(第1号)』関係部分、外7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

はじめに、『議第40号平成30年度別府市一般会計補正予算(第1号)』関係部分についてであります。

「障害福祉課」関係では、障害者総合支援法、及び児童福祉法の一部改正に伴うシステム改修委託料を、「子育て支援課」関係では、認定こども園「ひめやま幼稚園」が実施する保育所の増築費用に対する補助金の追加額を、並びに朝日第3放課後児童クラブを第2図書室に移転するための改修工事費等の追加額を、「高齢者福祉課」関係では、介護施設の耐震化を図るための補助金を計上する旨の説明がなされました。

委員からは、さしたる質疑も無く、採決におきましては、当局の説明を、適切・妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第42号平成30年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)』についてであります。

歳出では、青山・東山圏域の、地域包括支援センターにおける、相談窓口を運営するための委託料を計上、また、歳入では財源となる国、県からの交付金等を計上する旨の説明がなされました。

採決におきましては、全員異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、予算外の6議案についてであります。

『議第43号別府市出張所設置条例の一部改正について』では、別府市消防署亀川出張所の建て替えに伴い、公共施設再編計画にそって、現在の亀川東町から平田町にあります別府市北部コミュニティセンター「あすなる館」に移転するため、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

委員からは、「あすなる館」への移転の時期や、交通アクセスの改善等の対応について質疑がなされ、当局からは、9月下旬の移転を予定しており、また、「あすなる館」への案内看板を整備し、周知に努めるとの答弁がなされ、これを了

としました。

次に、『議第49号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』では、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことに伴う、条例の改正を、『議第50号別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、及び別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について』では、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令により、関係する基準を定める省令が改正されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

採決におきましては、当局の説明を、適切・妥当と認め、『議第43号』『議題49号』および『議第50号』は、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、『議第52号別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正について』では、市民共有の財産である温泉資源を保護するため、温泉発電等の導入、または温泉発電等のための、地熱技術開発等を目的とする源泉の掘削を回避すべき地域「アボイドエリア」を指定できること、また、指定した地域内において、源泉の掘削をし、温泉発電等の導入を行う際に、必要となる手続きを定めることに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

委員からは、「アボイドエリア」を指定するにいたった背景などについて質疑がなされ、当局からは、「別府市温泉発電等対策審議会」において、平成28年度に実施した源泉データと、過去のデータを分析したところ、現在の別府市地域の温泉資源は全体的に減衰傾向にある、との結論に至ったため、温泉資源の保護を目的として指定をした、との答弁がなされました。

他の委員からは、本条例の改正内容について、一定の評価はできるものの、悪質な業者が参入した場合などの対応について、縷々質疑がなされ、当局からは、大分県自然保護推進室への情報提供に努めたい、との答弁がなされました。

採決におきましては、全員異議なく、可決すべきものと、決定した次第であります。『議第52号』議案については、委員から、地域住民の声が反映され、より充実した内容を、盛り込んでいくべきと考えるので、附帯決議を付すことが提案され、採決の結果、全員異議なく、決定されました。

附帯決議の内容は、次のとおりであります。

『別府市温泉発電等の地域共生を図る条例』については、今後、以下のことを検討し、できる限り速やかにその検討結果を、議会に報告することを、強く求

めます。

- 1 別府市温泉発電等対策審議会の構成委員に住民や、まちづくり組織の代表を加えるよう要望する。
- 2 地域におけるトラブルを、未然に防止するため、地域の合意形成を行う場に市が主体的に関与すること。具体的には、温泉発電等設備の設置前に、設備、環境、景観等の専門家、及び当該地域の住民代表等を含めた協議会を設置した上で、合意形成を進めるような仕組みを作ることを要望する。
- 3 温泉発電等設備設置時点の最終段階において、事業計画についての市長の同意を求めること。また、不適切な案件に関しては、当該同意の取り消しも可能にできるような仕組みを作ることを要望する。

以上が附帯決議の内容であります。

次に、『議第53号工事請負契約の締結について』では、旧西小学校の解体工事について、要件設定型一般競争入札の方法により、光綜合工業株式会社が落札し、契約金額は1億3千2百84万円であるとの説明がなされました。

委員からは、解体の対象範囲や、工期について質疑がなされ、当局からは、旧西小学校の校舎、体育館、および旧西幼稚園すべてが解体の対象であり、工期は平成31年2月までを予定しているとの答弁がなされました。

採決におきましては、全員異議なく、可決すべきものと、決定した次第であります。

最後に、『議第59号市長専決処分について』では、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の上限の引き上げ、並びに減額の基準等を変更するため、市長専決処分を行ったので、地方自治法の規定に基づき議会の承認を求めるとの説明がなされ、採決におきましては、全員異議なく承認すべきものと、決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。